石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年七月十六日から当分の間、石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

その他告示

○法務省告示第六十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年七月十五日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

宮城県司法書士会

仙台市青葉区春日町八番一号

廃止年月日

令和八年五月二十九日

○外務省告示第二百三十一号

令和六年十二月十七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年六月二十五日に効力を生じた。

令和八年七月十五日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百五十億円（三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、民間セクター開発及び経済多角化支援のための開発政策借款として、アフリカ開発銀行による民間セクター開発及び経済多角化支援プログラムの下でのエジプト・アラブ共和国政府による計画（以下「計画」という。）においてエジプト・アラブ共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト・アラブ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととになる前記の借款契約によって規律される。

2(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

2(b)　利子率は、年二パーセントとする。

2(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

2(d)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・一パーセントの率で課されることになる。

3(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府の権限のある当局が、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進することを目的として、将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

3(2)　1(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

3(c)　1に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をエジプトの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、エジプト・アラブ共和国政府の国家予算に編入される。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

7　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

7(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

7(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及びエジプト・アラブ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年十二月十七日に東京で

日本国外務副大臣　藤井比早之

エジプト・アラブ共和国
計画・経済開発・国際協力大臣　ラニア・アルマシャート閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、エジプト・アラブ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。